

# 平成17年度 情報公開制度・個人情報保護制度運用状況

**公開します** 市政情報 保護します 個人情報  
 毎年制度の運用状況をお知らせしています。平成17年度の運用状況は、次のとおりです。  
 問合せ 文書職員課文書係

## 情報公開制度

情報公開制度とは、市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利を保障し、市民の皆さんからの請求に応じて市政に関する情報を市が公開する義務を負うことにより、市民の皆さんが市政へ積極的な参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進していくことを目的とした制度です。

### 情報公開審査会

この審査会は、市政情報の非公開などの決定に対する不服の申立てを審査したり、情報公開制度の運営について審議したりします。平成17年度は、1回開催されました。

## 個人情報保護制度

個人情報保護制度とは、自己の情報に限り、開示・訂正・利用停止を請求する権利を保障し、収集の制限、適正な管理、利用・提供の制限といった個人情報の取扱いに関する一定のルールを定め、個人のプライバシーを保護する制度です。

### 個人情報保護の状況

平成17年度の個人情報保護の状況は、表1のとおりです。

表1 市政情報の公開請求などの状況

区分	請求件数	決定内訳			不服申立て
		全部公開	一部公開	非公開	
公開請求	13	12	0	1	0
任意的公開申出	1	1	0	0	0
合計	14	13	0	1	0

※任意的公開申出とは、市民の方など公開請求をすることができる方以外の方からの請求です。

**決定内容**  
 ▼全部開示 4件  
 ▼一部開示 2件  
 ▼非開示 4件（4件とも文書不存在）  
 不服申立て 0件  
 訂正請求及び利用停止請求はありませんでした。  
**保有個人情報取扱事務の届出状況**  
 実施機関（市長、教育委員

表2 保有個人情報取扱事務、保有個人情報目的外利用及び保有個人情報外部提供の届出状況

区分	保有個人情報取扱事務件数	保有個人情報目的外利用件数	保有個人情報外部提供件数
市長	286	114	36
教育委員会	79	10	7
選挙管理委員会	2	2	0
監査委員会	1	0	0
農業資産評価委員会	1	1	0
固定資産評価委員会	1	0	0
議会	3	0	0
合計	373	127	43

会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会は、市民の個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、または廃止しようとするときは、市長に届け出て、これを公示することが義務付けられています。

平成17年度の届出状況は、表2のとおりです。

### 目的外利用と外部提供の届出状況

市民の個人情報は、収集の目的の範囲内で利用することを基本としていますので、市の内部でほかの目的に利用（目的外利用）したり、市以外のものに提供（外部提供）したりすることは、原則として禁止されています。

しかし、①法令などに定めがある場合②あらかじめ本人の同意を得ている場合

③災害時において、緊急かつやむを得ない理由がある場合④実施機関が事務を進めていくうえで公益上やむを得ないと認められる場合で個人情報保護審査会の同意を得たとき、のいずれかに該当する場合には、例外として目的外利用、外部提供をすることができます。

平成17年度の目的外利用・外部提供の届出状況は表2のとおりです。

### 個人情報保護審査会

この審査会は、個人情報保護制度の運営について審議したり、自己情報の非開示・非訂正・非利用停止などの決定に対する不服の申立てを審査したりします。平成17年度は2回開催されました。

### 制度を利用するには

■請求の方法  
 ▼市政情報の公開、自己情報の開示などの請求や相談は本庁舎2階「情報公開・個人情報保護コーナー」にお越しください（電話などでは請求できません。請求書等は市のホームページからダウンロードできます）。

### 公開などの方法

▼市政情報の公開または自己情報の開示↓お知らせした日時に原本の閲覧または写しの交付により行います（公開・開示する情報によって、原本の写しを閲覧していただく場合があります）。

### 費用

▼市政情報や自己情報の請求については、本人であること（運転免許証、健康保険証など）を、訂正の請求の場合は、訂正請求の内容が事実と合っ

## 第48回「水道週間」6月1日〜7日

### 安全とおいしさづくり 水道水



水は、私たちの生活には欠かせない「生命の源」です。水道の蛇口をひねるだけで、好きなだけ出てくる水、この便利さゆえに、つい無駄に使っていきがち。水型蛇口コマの取替え実演や、メーターの見方、給水装置の展示など「水道」について

「3階まで」に緩和することにし、6月1日から実施を予定しています。今後、この整備方針に基づき、都市計画道路の整備を着実に進め、道路ネットワークを早期に形成し、活力と魅力あふれる多摩の実現を目指していきます。整備方針の全文は、東京都都市整備局ホームページ、都民情報ルーム等（都庁第一庁舎3階）及び市都市計画課でご覧いただけます。

その相談コーナーを開きます。節水コマや広報グッズを配布しますので、皆さんお誘いあわせのうえ、お気軽においでください。  
 日時 6月1日(木)午前10時〜午後3時  
 場所 市役所裏庭  
 問合せ 水道事務所工務係  
 ☎551・2911

### 費用

▼市政情報や自己情報の請求については、本人であること（運転免許証、健康保険証など）が必要ですが、訂正の請求の場合は、訂正請求の内容が事実と合っ

### 費用

▼市政情報や自己情報の請求については、本人であること（運転免許証、健康保険証など）が必要ですが、訂正の請求の場合は、訂正請求の内容が事実と合っ

### 費用

▼市政情報や自己情報の請求については、本人であること（運転免許証、健康保険証など）が必要ですが、訂正の請求の場合は、訂正請求の内容が事実と合っ

### 都市計画道路の整備方針を策定しました

東京都と多摩地域の28市町は、共同で多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）を策定し、今後10年間で優先的に整備すべき路線を選定しました。

### 公共下水道事業計画の変更認可図書の縦覧

福生市公共下水道事業計画の変更が認可されました。次のとおり、関係図書の写しの縦覧を行っています。

縦覧場所  
 都市計画課（第四庁舎1階）  
 問合せ 都市計画課下水道管理係

